

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

四国（高知）国民年金 事案 504（高知国民年金事案 157 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から平成 5 年 2 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から平成 5 年 2 月まで

私は、集金人から、「付加年金を掛けると更に年金を受け取ることができる。」と勧められたことを契機に付加年金に加入し、昭和 45 年 10 月から平成 5 年 2 月まで国民年金の付加保険料を納付していたにもかかわらず、付加年金の納付記録が無いことに納得がいかない。

前回の申立て後、10 年くらい前に役場に付加保険料の納付を調べに行ったことを思い出し、その時の担当者が、「保険料は社会保険事務所（当時）に送っている。」と言っていた。保険料を送っているのであれば、それが確かな事実であり、証拠であるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る付加保険料を納付していたとする申立人の妻の付加保険料額についての記憶が明確でなく、付加保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、付加年金に加入するには役場窓口に出向いて手続を行う必要があったにもかかわらず、申立人は、集金人に対して口頭で行ったと主張しており、申立内容には不合理な点が見受けられることなどから、既に年金記録確認高知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 20 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、「10 年くらい前に A 町役場に出向き付加保険料の納付状況について確認した際、担当者が、『保険料は、社会保険事務所に送っている。』と言っていたので、それが納付した事実である。」と主張している。

しかしながら、A町は、「当町の国民年金の記録を見ても、申立人は付加年金に加入していないため、申立人が主張している当役場職員が説明した社会保険事務所に送っていたとする保険料は、定額保険料のことであったと思われる。」と回答している。

このほか、年金記録確認高知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年6月まで

昭和41年1月までは会社勤務で厚生年金保険に加入していたが、退社して自営業になった。年金には関心がなかったが、A老人会の集金人からの助言もあり、国民年金に加入した方が将来のためにもなるということで、申立期間について母親が44年6月に当該集金人を通じて国民年金保険料を一括納付したと聞いている。

申立期間について未納とされているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の払出状況及び国民年金被保険者台帳から、昭和45年6月頃に払い出されたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないことから、払出時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、A老人会の集金人から、昭和41年1月まで遡って国民年金保険料を払うよう勧められ、当該集金人を通じて申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、納付したとする44年6月は、特例納付の実施期間には該当しない上、当該期間の保険料のほとんどは過年度納付となるため、納付組織ではなく、社会保険事務所（当時）が収納するものであり、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親並びに申立人が集金人として名前を挙げた二人についても既に他界しており、申立人の申立期間における国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体

的な供述が得られない。

このほかに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月25日から24年12月1日まで
② 昭和27年8月1日から28年3月15日まで
③ 昭和28年6月1日から29年12月1日まで

60歳の時に社会保険事務所（当時）で年金相談をした際にA社に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者期間について、既に脱退手当金が支給されているので年金として支給できないと言われたが、私は、脱退手当金をもらった記憶が全く無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年3月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、上記脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、当該支給決定日時点においては、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったため、申立期間③の事業所を退職後、昭和44年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①から③までの期間とその後の被保険者期間において別の記号番号となっており、申立人が脱退手当金を受給したために同記号番号が異なったものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案1117（徳島厚生年金事案378の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から35年7月まで

私は、昭和32年10月にA社を退職後、同年12月に小型四輪運転免許を取得し、33年1月からB事業所（昭和46年7月1日にC社に名称変更。現在は、D社E支店）に運転手として勤務し、35年7月に退職した。

申立期間について、新たに証言してくれる同僚が見付かったので、再度確認の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B事業所の複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人が同じ運転手として一緒に勤務していたとする同僚3人のうち1人が、「申立事業所では厚生年金保険に加入させてもらえず、健康保険被保険者証も交付してもらえなかった。」と供述しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該3人の同僚について厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、前述とは別の複数の同僚の供述などから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和32年11月1日から35年9月25日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無いこと、iii) 申立事業所に照会しても、申立期間当時の人事記録等の関係資料が保管されておらず、当時の給与担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができなかつたことなどから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成22年5月14日付け年

金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時のことをよく知っている同僚二人に確認してほしい。」と主張しているところ、当該同僚のうち一人には、前回の申立てにおける調査において照会し供述を得ており、今回改めて照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな供述は得られない。

また、ほかの一人については協力が得られず、申立人に関する厚生年金保険料の控除に関する供述は得られない。

さらに、新たに連絡先の判明した申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人は「当時、年金には加入していないと言っていた常勤の社員がいたのを覚えている。」と供述している上、ほかの同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

そのほかに、年金記録確認徳島地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から同年 10 月まで

A市にあるB社（現在は、C社）D事業所の下請会社であったE事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、E事業所に勤務していたときの状況を具体的に記憶していることから、申立人がB社D事業所の下請会社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A市にE事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、C社D事業所の協力会は、「下請会社に関する資料は何も無い。昭和 40 年以前のことが分かる者もない。」と回答しており、F地方法務局も、「E事業所という商号の商業・法人登記は見当たらない。」と回答している。

また、申立人は、E事業所の事業主及び同僚を覚えておらず、申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 22 日から同年 5 月 7 日まで
A社に入社し、B市C区（当時）のD事業所E職として昭和 35 年 1 月 22 日まで勤務した後、同社の社員としてF県GのH事業所のI職に従事した。その後、J（K）、Lにおいて同社で勤務していたにもかかわらず、同年 1 月 22 日から同年 5 月 7 日まで厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務地の変遷や同僚の氏名を具体的に記憶しているほか、A社B支店から提出された失業保険被保険者転入届受理通知書から、申立期間の前後の時点において、G市Mに「A社F作業所」という名称の事業所が存在していたことが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社F作業所は社会保険事務所（当時）の記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人が申立期間当時、一緒に勤務したと記憶する同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A社及び同社B支店は、社会保険関連の手続は、昭和 38 年 6 月以前は各事業所で手続を行っていたが、申立期間当時、A社F作業所の有無については特定できないため不明と回答しており、申立人の勤務実態や保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 2 月 28 日まで

私は、中学校を卒業した年の昭和 27 年 4 月から、同級生と一緒に A 事業所に就職したにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無い上、年金事務所において適用事業所が無いと言われたが、健康保険被保険者証は持っていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所原簿において、申立人が勤務していたと主張する A 事業所は、昭和 24 年 1 月 1 日に社会保険の適用事業所となった B 社が、26 年 7 月 1 日名称変更した事業所であることが確認できるところ、申立人が供述している A 事業所の所在地や業種の内容と、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者が供述している内容がほぼ一致すること、C 県 D 課から提出された、37 年 4 月に申立人が提出したとする履歴書に、27 年 4 月 5 日に C 市 A 事業所に入所し、同年 7 月 1 日に同社を退職した旨の記載が確認できることから、申立人は、申立事業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が一緒に就職したとする同級生の名前は確認できない上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者の供述から判断すると、当該事業所は、必ずしも従業員を勤務開始と同時に被保険者資格を取得させる取扱いになっていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A 事業所を退職した後は、臨時で県の事業所において勤務していた。」と主張しているところ、前述の C 県 D 課は、「申立人が、県の事業所において勤務を開始した日は、昭和 27 年 8 月 1 日である。」と回答し

ている。

さらに、A事業所は法人事業所として確認できない上、昭和27年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、関連資料は得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から31年4月まで

私は、申立期間について、兄と一緒にA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容及び当時同社の塗装の工場であったとする勤務地を記憶していること並びに同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたと主張する申立人の兄は既に他界しており、A社における申立人の勤務期間及び同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて供述は得られず、また、当該兄の厚生年金保険被保険者記録によると、同社における厚生年金保険加入記録は、申立期間より前となっていることが確認できる上、同期間の申立人の厚生年金保険加入記録は、別の事業所における厚生年金保険加入記録となっていることが確認できる。

また、A社は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、登記簿謄本によると同社は31年に解散していることから、関係資料は得られず、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社の厚生年金保険の取扱いについて供述は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人に照会を行い回答が得られたところ、申立人及び申立人の兄を詳しく覚えている者はおらず、厚生年金保険の取扱いを覚えている者もないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び同社の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認で

きない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。